

京都市福祉避難所事前指定施設への直接避難実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市内又は周辺地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、一般避難所で過ごすことに困難を伴うことがある等の理由により、福祉避難所事前指定施設（以下「指定施設」という。）が一般避難所を経由しないで避難者を直接受入れた際の福祉避難所の指定に係る協定書に定める費用の負担等について、必要な事項を定めるものとする。

(直接避難の対象者)

第2条 直接避難の対象者は、指定施設のうち、第3条に基づき直接避難受入施設の申出を行った施設を災害発生等の前から利用し、次のいずれかに該当する本市に報告があった本市の区域内に居住する者及びその介助者とする。

- (1) 要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の規定に基づく要介護3以上の者
- (2) 障害支援区分が、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令の規定に基づく障害支援区分4以上の者
- (3) 第1号及び第2号に定める者のほか、市長が必要であると認めた者

2 指定施設を災害発生等の前から利用していない者のうち、指定施設が必要であることを認め、本市に報告があった者については、前項の限りでない。

(直接避難受入施設の申出)

第3条 直接避難受入施設の開設を予定する指定施設は、あらかじめ直接避難予定者を明らかにしたうえで「直接避難受入施設申出書」(第1号様式)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の内容に変更がある場合は、指定施設は、「直接避難受入施設申出書」(第1号様式)を、改めて市長に提出しなければならない。

(直接避難受入施設の開設)

第4条 直接避難受入施設を開設した場合は、指定施設は遅滞なく市長に報告しなければならない。

2 直接避難受入施設は、市長への報告日をもって開設したものとみなす。

3 指定施設は直接避難者を受入れた場合、「直接避難者受入報告書」(第2号様式)を市長に提出しなければならない。本報告をもって、前項に規定する開設の報告に代えることができる。

4 指定施設は、直接避難者を受け入れる必要がなくなった場合は、速やかに市長へ報告しなければならない。

(費用弁償の対象)

第5条 費用弁償の対象となる費用は、直接避難者及び介助者の直接避難に必要なものであって、かつ、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める福祉避難所の設置・維持管理の費用、食品の給与に要した費用及び日常生活支援を行うための消耗器材費用等とする。

2 日常生活支援を行うための消耗器材費用等については、直接避難者の直接避難の準備に要した費用も対象とする。

3 費用弁償の対象とする期間は、指定施設が福祉避難所として開設した日から、直接避難受入施設が閉鎖したと認められる日までとする。

(費用弁償の請求)

第6条 直接避難受入施設を開設した指定施設を運営する法人又は団体は、費用弁償を受けることができる。

2 費用弁償を受けようとするものは、「直接避難者受入に係る請求書」(第3号様式)を市長に提出することにより行うものとし、市長はこれを審査した上で、遅滞なく支払うものとする。

(取消し及び返還)

第7条 偽りその他の不正な手段によって本要綱に基づく支給を受けた指定施設があるときは、市長は、前条第2項による決定を取り消し、既に行われた費用弁償の全部又は一部に相当する額を返還させることができる。

(調査)

第8条 市長は、本事業の適正な運用を図るため必要な調査を行うことができる。

2 指定施設は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、保健福祉局長が定める。

2 本市に災害救助法が適用された場合は、本要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。